

国内募集型企画旅行条件のご案内

(下記の御案内は旅行業法第12条の4による旅行条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります)

この旅行は、第一観光株式会社（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行です。ご旅行条件は下記条件のほか、コースごとに記載されている条件、パンフレット（ご旅行案内）、確定書面及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。なお、当社旅行業約款は当社ホームページ（<http://www.daiichikanko.com/>）からご覧になれます。

1. <お申込み>

- 当社にご来店頂きお申込みの場合、所定の申込書の事項を記入し旅行代金又は申込金を添えてご提出頂きます。お申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。
- 当社は電話・郵便・ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段（以下「電話等」といいます）にてお申込みの場合、お申込み案内書が届いた日の翌日から起算して営業日の3日以内に申込書（払込み用紙兼用）と上記の旅行代金又は申込金のお支払いが必要です。
- 当社の指定する金融機関の口座にお振込みの場合は、当社の領収証は金融機関の発行する振込金受領書をもって代えさせて頂きます。（なお、当社の正式領収証が必要な場合はお申出下さい）
- 旅行の参加に際し、特別な配慮が必要な場合はお申込み時にお申出下さい。このとき、当社はすべての参加者への公平なサービス提供に逸脱せず、かつ可能な範囲内でこれに応じます。又、契約成立後や出発当日に当該事実を申告された場合は参加をお断りさせて頂きます。なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様の為に講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- お申込み時に18歳未満の方は親権者の同意書が必要となります。満15歳未満のお客様は特に定めのない限り、保護者の方の同行を条件とさせて頂きます。

2. <旅行契約の成立>

- 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、旅行代金の一部又は全額を受理した時に成立します。又当社は団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の代表者（以下「契約責任者」といいます）より旅行代金の一部又は全額を受理した時点でグループ全員に対して旅行契約が成立したものとします。ただし申込み時に各参加者が別々にお支払になる旨を当社にお申出頂いた場合を除きます。
- 当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より「会員の署名なくして旅行代金又は申込金の支払いを受ける」ことを条件に旅行契約を締結する場合があります。（以下「通信契約」といいます）その場合は当社が契約の締結を承認する旨の通知を発したときに成立します。申込み時には「会員番号」「カードの有効期限」等を通知して頂きます。「カード利用日」とは旅行代金等の支払い、又は払戻債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日を「契約の成立日」とします。又、取消料のカード利用日は契約解除依頼日（お申出翌日から7日間以内をカード利用日として払い戻します）となります。

3. <契約締結の拒否>

- 当社は次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
 - 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
 - 通信契約を締結する場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規則に従って決済出来ないとき。
 - お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。

るとき。

- お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他反社会的勢力であると認められるとき。
- お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動、もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行なったとき。
- お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為、又はこれらに準ずる行為を行なったとき。
- その他当社の業務上の都合があるとき。

4. <ウェイティングの取扱いについての特約>

当社は、お申込みいただいた旅行がその時点で満席、その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下によりお客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます）をすることがあります。

- お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- 当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- 旅行契約は当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達したとき）に成立するものとします。
- 当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- 当社は、ウェイティング期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前に、お客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が、取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

5. <旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの>

- 旅行日程に明示した交通費・宿泊費・食事代・観光費等にかかる費用及び消費税等諸税、その他が含まれます。なお、旅行代金はお客様の都合で一部利用されなくても払戻しは致しません。※幼児への食事、寝具、座席の提供は原則としてございません。
- 旅行日程に明示した以外の交通費、飲食費及び観光費、個人的な飲食費、通信費、専用個室利用追加代金、希望者のみが参加するオプショナルツアーワークは旅行代金には含まれません。
- 空港施設使用料、超過手荷物料金、運送機関の課す付加運賃（燃油サーチャージ等）等は含まれておりません。

6. <確定日程表>

確定した主な運送機関名及び宿泊旅館・ホテル名が記載された確定日程表は、旅行開始日の前日（旅行開始日の7日前以降の申込みは旅行開始日）までに交付します。なお、先にお渡ししたチラシのコース表と旅行日程、宿泊旅館・ホテル名等が特に変更のない場合は最終集合場所、時間の案内のみ致します。

7. <旅行契約内容及び旅行代金の変更>

- 当社は天災地変、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の

※お申込みいただく前に必ずお読み下さい

運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更する事があります。また、その変更に伴い旅行代金を変更する事があります。

- 著しい経済状況の変動により、通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更する事があります。増額の場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知致します。

8. <お客様による旅行契約の解除>

お客様の都合で旅行契約を解除される場合は、下記の取消料をお支払い戴きます。お取消の連絡は、旅行の申込みを受けた店舗の営業時間内にのみお受け致します。

取消日区分	国内旅行 (バス旅行を除く)	宿泊付き バス旅行	日帰り バス旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	20日目～15日目	20%	—
	14日目～11日目	20%	20%
	10日目～8日目	20%	20%
	7日目～2日目	30%	
旅行開始日の前日		40%	
旅行開始日当日の集合時間まで		50%	
旅行開始後の取消し又は無連絡不参加		100%	

※上記%は旅行代金に対する料率です。

※取消日は、お客様が当社の営業日・営業時間内にお申出頂いたときを基準とします。

※貸切船を利用する場合は当該船舶の取消料の規定によるため、取消料が上記と異なる場合があります。契約書面の記載を必ずご確認ください。

※「バス旅行」とは、主要な交通機関がバス利用となる旅行になります。

- お客様は当社の承諾を得て、お客様の交代をする事ができます。この際、交代に要する費用をお支払い頂きます。
- 下記の場合、取消料は戴きません。（一部例示）
 - 旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行なわれたとき。
 - 旅行開始日又は終了日の変更。
 - 観光地、観光施設、その他の目的地の変更。
 - 運送機関の種類又は運送会社の変更。
 - 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更。
 - 宿泊施設の変更。
 - 宿泊施設の客室の種類・設備・景観の変更。
 - 旅行代金が増額された場合。
 - 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
 - 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となった場合。

9. <当社による旅行契約の解除等…旅行開始前の解除>

次の場合、当社は旅行契約を解除する事があります。（一部例示）

- 旅行代金が所定の期日までに支払われない場合。当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除されたものとし、上記当該解除日の取消料に相応する額を違約料として戴きます。
- 参加者が最少催行人員に達しなかった場合。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰りコースは3日目）に当たる日より前に通知致します。

裏面へつづく

第一観光株式会社（営業時間／平日9：00～18：00／土・日・祝日9：40～18：00）

〒812-0035 福岡市博多区中呉服町5-8 TEL.092-271-0044 総合旅行業務取扱管理者：一瀬万里子、藤田雅人 観光庁長官登録旅行業第1508号 全国旅行業協会会員 旅行業公正取引協議会会員 ボンド保証会員

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行の取引に関する責任者です。旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。

- (3) スキーを目的とする旅行での積雪量不足の様に、当社が予め明示した旅行契約が成されない場合又は極めてその恐れが大きい場合。
 (4) その他団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められる場合。
 ①申込条件の不適合等。
 ②必要な介助者の不在等。
 ③他の旅行者に迷惑を及ぼし、又はそれがあると認められるとき。
 ④契約内容に関し、合理的な範囲を越える負担を求められたとき等。

10. <旅行開始後の解除>

(1) お客様による解除

- ①お客様は旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になつた旅行サービス提供にかかる部分の契約を解除する事ができます。この場合、当社は旅行代金の内、当該旅行サービスの提供にかかる部分をお客様に払い戻し致します。
- ②お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなしあ切の払い戻しを致しません。

(2) 当社による解除

当社は以下の場合、旅行契約を解除する事があります。その場合、旅行代金の内お客様がその提供を受けない旅行サービスに係る部分を払い戻します。(ただし、当社が支払わなければならぬサービス施設に対しての取消料、違約料等を差引いたものを払い戻します。)

①天災地変で旅行の行程を続けるのが困難なとき。

②旅行者が病気、必要な介助者の不在等で旅行の継続に耐えられないとき。

③旅行者が、添乗員その他の者による当社の指示の違背ないし、これらのもの又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体旅行の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻る為の必要な手配を致します。ただし、前号③の場合はこの限りではありません。

11. <旅行代金の払い戻し>

当社はお客様に対し、払い戻しすべき金額が生じたときは、次のとおり払い戻し致します。

- (1) 旅行開始前の募集型企画旅行契約解除による払い戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に払い戻し致します。
- (2) 旅行代金の減額、又は旅行開始後の募集型企画旅行契約解除による払い戻しは、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻し致します。

12. <当社の責任及びお客様の責任>

- (1) 当社は、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは損害を賠償致します。(お荷物に関しては14日以内に通知があったときに限りお一人様15万円を限度として賠償致します。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。) 天災地変、運送・宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらの方に生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等の場合、この責任を負いません。
- (2) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

13. <特別補償>

当社の責任が生ずるか否かに問わず、当社旅行業約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺傷害補償金、入院見舞金、通院見舞金及び携行品損害補償金を支払います。ただし、以下の場合は含みません。

①細菌性食物中毒によるもの

②当社の手配による旅行サービスの提供が、一切行なわれない日にお客様が被った

損害

[国内旅行傷害任意保険加入のおすすめ]

上記補償では、傷害・治療等については充分な補償がありません。安心して旅行をして頂く為に別途「任意保険」に加入される様お勧め致します。

14. <旅程保証>

旅行日程に、下記に掲げる重要な変更が行なわれた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。又1旅行契約についての変更補償金の額が、千円未満の場合は変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは追加料金を除いた額です。

変更補償金の支払いが必要となる項目	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊施設の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊施設の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち、契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

15. <禁止行為>

参加者は当社との契約において、以下の行為を行なってはならないものとします。

- (1) 他の参加者、第三者もしくは当社の著作権、財産権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害する恐れのある行為。
- (2) 前号の他、他の参加者、第三者もしくは当社に不利益又は損害を与える行為、及び与える恐れのある行為。
- (3) 他の参加者、第三者もしくは当社を誹謗中傷する行為。
- (4) 公序良俗に反する行為、又はその恐れのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の参加者又は第三者に提供する行為。
- (5) 当社の承諾なく、当社との契約を通じて又は当社との契約に連関して、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為。
- (6) 法令に違反する、又は違反する恐れのある行為。
- (7) その他、当社が不適切と判断する行為。

16. <その他>

- (1) 天災地変、気象条件（台風・積雪・大雨等）、事故等の影響で運送機関の遅延・不通により生じる代替運送交通費の差額・延泊宿泊費・食事代等の旅行代金に含まれない諸費用はお客様の負担となります。
- (2) 道路事情等により帰着時間が大幅に異なった場合でも、宿泊、食事、交通費等の負担には応じられませんのでご了承下さい。
- (3) 日帰りコースの期日の変更是極力お受けしておりますが、前日の変更是旅行代金の20%、当日の変更是25%の変更手数料を収受致します。
- (4) 添乗員が同行致します（個人型旅行を除く）。同行する区間は始発地以外からの乗下車の場合があります。なお、添乗員の業務に従事する時間帯は原則として8時から20時までと致します。

- (5) 乗車地が別々の場合、コースによっては別々のバスになり、同じバスにご案内できない事もあります。
- (6) バスの座席割について
原則としてご入金順で座席割を致しております。状況により前後する場合もあります。前方席を希望される場合、お一人様一日あたり500円追加で前方席（1～3列目以内。一番前の席等の指定はお受けしておりません）をご用意致しております。
- (7) コース毎に特に注釈がない場合、大人・こども同料金です。幼児（3～6歳）の方はバス座席代として一日あたり5,000円となります。（食事代は別途）
- (8) 宿泊コースでご予約人数に変更が生じた場合は、係る入室人数条件の旅行代金を適用致します。（例：4名ご予約の内、1名減の場合は3名入室時の旅行代金を適用）
- (9) 宿泊コースは原則として2名様よりお受け致します。相部屋の宿泊はお受けしておりません。（お遍路の旅及び1名部屋料金等が記載されている場合を除きます）
- (10) 当社はいかなる場合であっても、旅行の再実施は致しません。
- (11) 旅行中に事故等が生じた場合は、直ちにご通知下さい。もし、通知できない事情がある場合は、その事態がなくなり次第ご通知下さい。
- (12) 安全の為、バス走行中はシートベルト着用をお願いしております。
- (13) バス車中を皆様が快適にお過ごし頂く為に、バス座席のリクライニングの使用はご遠慮頂きます様、ご協力ををお願い致します。
- (14) 禁煙のお願い：バス車内は禁煙とさせて頂いております。
- (15) 旅行中の飲酒につきましては、周りのお客様のご迷惑とならないようご配慮下さい。団体行動に支障をきたす場合、離団頂く場合もございます。
- (16) この旅行条件は平成27年7月1日現在を基準日としております。

個人情報のお取扱いについて

- (1) 当社は、お客様から頂いた個人情報について、お客様との間の連絡の為に利用させて頂くほか、お客様がお申込み頂いた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービス手配及びそれらのサービスの受領の為の手続きに必要な範囲内で利用させて頂きます。
- (2) 当社は、当社の旅行商品及びサービスを紹介する為に、今後当社からのダイレクトメールの発送にお客様の個人情報を利用させて頂きます。この為のご利用はお客様の申し出により、止める事ができます。
- (3) 法令に基づく場合、公共機関等に協力を必要のある場合、又人の生命、財産の保護等の場合は情報の提供を致します。